

○御所市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成21年2月16日

告示第18号

改正 平成26年3月24日告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の福祉の増進を図るため、成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の内容)

第2条 支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により市長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）
- (2) 審判請求に係る費用（以下「審判費用」という。）の負担
- (3) 審判請求により選任された成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬に係る費用（以下「報酬費用」という。）の助成

(審判請求の種類)

第3条 審判請求の種類は、次のとおりとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を要する旨の審判
- (4) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判
- (5) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (6) 民法第17条第1項に規定する補助人の同意を要する旨の審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判

(審判請求の要件)

第4条 市長が審判請求を行うことができる要支援者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所又は居所があること。
- (2) 高齢者認知症、知的障害又は精神障害により判断能力が不十分であること。
- (3) 配偶者及び2親等内の親族（以下「親族」という。）がいないこと又は親族はいる

が当該親族が成年後見等の申立てを拒否する等親族による成年後見等の申立てを見込めない（連絡がつかない場合を含む。）こと。

（審判請求の決定）

第5条 市長は、要支援者について次に掲げる調査をし、その結果を総合的に検討して、審判請求の可否を決定するものとする。

- (1) 訪問介護員、介護支援専門員、民生委員その他関係機関の協力による要支援者の判断能力の程度、生活状況及び健康状態に関する調査
- (2) 要支援者の後見登記の有無に関する調査
- (3) 戸籍関係書類による要支援者の親族の存否の調査
- (4) 親族が審判請求を行う意思の有無に関する調査
- (5) 収入及び資産状況調査票（様式第1号）による要支援者の収入、資産等の調査

2 市長は、前項の調査により、成年後見制度の市長審判請求調書（様式第2号）を作成するものとする。

（審判費用の負担）

第6条 市長は、前条の規定により審判請求を決定した場合は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、当該審判費用を負担するものとする。

（審判費用の求償）

第7条 市長は、前条の規定により負担した審判費用について、要支援者又はその関係者が負担すべきであると判断したときは、審判費用の求償権を得るため、家事事件手続法第29条第1項の規定により、審判費用の負担の裁判に係る申立てを行うものとする。

ただし、要支援者が、次の各号のいずれかに該当する場合は申立てを行わないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者
- (2) 資産、収入等の状況から前号に準ずると市長が認める者

2 前項の申立ては、審判の申立費用に関する上申書を家庭裁判所に提出することで行う。

3 市長は、家庭裁判所が審判費用を要支援者又はその関係者が負担すべきと認めた場合は、審判請求に要した費用に関する請求書（様式第3号）により、当該費用を求償するものとする。

（助成の対象者）

第8条 報酬費用の助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、市長が審判請求を行い、家庭裁判所により成年後見人等が選任された、市内に住所又は居所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 活用できる資産、貯金等がなく、報酬費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者
- (3) その他市長が必要と認める者
(助成額)

第9条 報酬費用の助成額は、成年後見人等の報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額とする。ただし、助成対象者が在宅の場合は月額28,000円、その他の場合は月額18,000円を上限とする。

(助成の申請)

第10条 報酬費用の助成を申請しようとする助成対象者又はその成年後見人等（以下「申請者」という。）は、御所市成年後見人等報酬費用助成金交付申請書（様式第4号）に収入状況等申告書（様式第5号）その他必要な種類を添えて、市長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第11条 市長は、前条の申請を受けたときは、必要な調査を行い、助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、御所市成年後見人等報酬費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、速やかに申請者に対し通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者は、御所市成年後見人等報酬費用助成金交付請求書（様式第7号）により、助成金の交付を請求するものとする。

(報告義務)

第13条 助成金の交付を受けた助成対象者又はその成年後見人等は、当該助成対象者の資産状況又は生活状況に変化があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止及び変更)

第14条 市長は、助成対象者の資産状況又は生活状況に変化があったとき等助成を決定した理由に著しい変更があった場合は、当該助成を中止し、又は当該助成に係る決定の内容を変更することができる。

(助成等の返還)

第15条 市長は、審判費用の負担又は報酬費用の助成（以下「助成等」という。）を受けた要支援者が次の各号に該当する場合は、当該要支援者（その相続人を含む。）又はその

成年後見人等に対し、助成等を受けた額の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成等を受けた場合
- (2) 資産、収入等の状況の変化又は転出若しくは死亡により助成等が必要でないと認められる場合
- (3) その他市長が助成等を不相当と認める場合
(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年告示第38号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

収入及び資産状況調査票

調査日 年 月 日

(調査対象者氏名)

単位 円

	種別	内容	金額又は評価額	備考
収入の状況	給与・賞与月給			
	年金等収入			
	財産収入			
	その他収入			
資産の状況	不動産(土地)			
	不動産(建物)			
	有価証券			
	預貯金	(年 月 日現在)		
	その他			

様式第2号(第5条関係)

成年後見制度の市長審判請求調書

1 要支援者

氏名	男・女	生年月日	年 月 日生
現住所			
本籍地			

2 処理経過

相談・通告年月日	年 月 日 相談者又は通告者の記録
実態調査年月日	年 月 日 調査者
実態調査の概要	

3 要支援者の状況

(1) 事理を弁識する能力

事理を弁識する能力の程度(各種手帳がある場合は、その内容を記載)	
後見登記の有無	

(2) 生活状況

※同居家族がいる場合、家族の状況も記載

(3) 現在治療中の病気及び医療機関

傷病名	初診年月日	医療機関
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

(4) 生活保護法による保護、年金・恩給等の受給状況

生活保護制度による保護の有無		有・無	有の場合： 年 月 日開始	
種別	記号番号	年額	支給開始年月日	備考
		円	年 月 日	
		円	年 月 日	
		円	年 月 日	
計		円		

(5) 財産収入、利子・配当収入、仕送りを含めたその他収入

種別	年額	備考
	円	
	円	
計	円	

(6) 資産の状況

種別	台帳面積	評価額	所有者	備考
田	m ²	円		
畑				
山林				
原野				
宅地				
家屋				

(7) 預貯金の状況

種類	名義	預託金融機関	口座番号	預金高
				円
				円
				円

(11) 親等表

--

4 処理経過等

申立書送付年月日	年 月 日
申立書送付先	
担当者所見(問題点処遇方針等)	

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

御所市長

印

審判請求に要した費用に関する請求書

このことについて、法第 条により 年 月 日付けで成年後見・保佐・補助開始の審判の請求を行いましたので、これに要した費用について納付ください。

記

1 審判請求の内容

- (1) 氏名
- (2) 住所 御所市
- (3) 審判の種類 後見開始・保佐開始・補助開始

2 請求する審判費用

- (1) 請求費用 円
(内訳)
- (2) 納付期限 年 月 日
- (3) 納付方法 同封の納入通知書により、金融機関で納めてください。

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

御所市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号 印

御所市成年後見人等報酬費用助成金交付申請書

次のとおり、関係書類を添えて成年後見人等の報酬費用の助成を申請します。

助成対象者	フリガナ		性別	男 ・ 女
	氏 名		生年月日	年 月 日生 (満 才)
	住 所			
家族状況	氏 名	住 所	続 柄	
成年後見人等	氏 名			
	住 所			
	生年月日			
	電話番号			
申請理由				
申請額	円			
添付書類	1 成年後見人等から報酬等の請求を受けたことを証する書類 2 報酬付与の審判決定書の写し 3 登記事項証明書 (申請を成年後見人等が行う場合) 4 その他市長が必要と認める書類			

御所市長 様

申請者 住所
氏名

印

収入状況等申告書

対象者の世帯に係るすべての収入等について、次のとおり申告します。
この申告書及び添付書類の記載内容は、事実と相違ありません。

① 世帯状況及び収入状況（15才以上のすべての世帯員）

氏名	続柄	収入状況	
生年月日	職業		
		<input type="checkbox"/> 年金収入（ ）	円
		<input type="checkbox"/> その他の収入（ ）	円
		収入合計	円
		<input type="checkbox"/> 年金収入（ ）	円
		<input type="checkbox"/> その他の収入（ ）	円
		収入合計	円
		<input type="checkbox"/> 年金収入（ ）	円
		<input type="checkbox"/> その他の収入（ ）	円
		収入合計	円

② 不動産その他資産の所有状況

<input type="checkbox"/> 住居以外の土地を所有している	約	m ² （ ）	坪）	賃貸等	円
<input type="checkbox"/> 住居以外の建物を所有している	約	m ² （ ）	坪）	賃貸等	円
<input type="checkbox"/> その他の資産	所有者名義（		）	資産の内容（	）

③ 預貯金等の状況

預貯金等の名義	預貯金等の種類	貯金残高等
	<input type="checkbox"/> 預貯金 <input type="checkbox"/> 生命保険 <input type="checkbox"/> 株券 <input type="checkbox"/> その他（ ） 金融機関名等（ ） <input type="checkbox"/> 口座番号等（ ）	約 円
	<input type="checkbox"/> 預貯金 <input type="checkbox"/> 生命保険 <input type="checkbox"/> 株券 <input type="checkbox"/> その他（ ） 金融機関名等（ ） <input type="checkbox"/> 口座番号等（ ）	約 円

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

御所市長

印

御所市成年後見人等報酬費用助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました件について、下記のとおり助成金の交付（不交付）を決定しましたので、通知します。

記

決定内容	交付 ・ 不交付	
交付（不交付） 決定日	年 月 日	
助成対象者	氏名	
	住所	
報酬費用助成額		
不交付の理由 (不交付の場合のみ)		

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

御所市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

印

御所市成年後見人等報酬助成金交付請求書

次のとおり、成年後見人等の報酬費用助成金の交付を請求します。

助成対象者	フリガナ		性別	男 ・ 女
	氏 名		生年月日	年 月 日生 (満 才)
	住 所			
成年後見人等	氏 名			
	住 所			
	生年月日			
	電話番号			
請求金額				

なお、支給につきましては、下記の口座に振り込み願います。

記

振込口座	金融機関名		預金種別	普通 当座
	フリガナ		口座番号	
口座名義人				

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第12条関係)